

答え合わせ・解説 No.6

問1	答え 2 大学	律令制下において、式部省の管轄のもとで貴族や郡司の子弟を対象に官吏を養成する中央の教育機関として大学（大学寮）が置かれた。平安時代に有力貴族が設けた大学別曹は、この大学に通う一族の子弟の勉学や生活をサポートするための寄宿施設であった。
問2	答え 2 奥州藤原氏	前九年の役・後三年の役を経て陸奥国を掌握した藤原清衡は、平泉を本拠地として中尊寺を建立した。清衡・基衡・秀衡の3代にわたって独自の仏教文化を花開かせ、豊富な金や馬の産出を背景に、中央の摂関家とも結びつきながら繁栄を極めた。
問3	答え 2 大安寺	『日本霊異記』に登場する、経典研究組織（修多羅分）の資金を民間人に貸し出していた寺院は大安寺である。大安寺は舒明天皇が建立した百濟大寺を起源とし、平城京遷都に伴って移転・改称された大官大寺の後身であり、入唐留学僧の道慈がその造営を主導した。史料からは、こうした大寺院の資金が民間の商業活動の元手として活用されていた実態がうかがえる。
問4	答え 2 日本書紀	律令国家の確立期において、国内外に自国の正当性を示す国家意識の高まりを背景に、国家の正史の編纂が進められた。天武天皇の命に始まり、舎人親王らが中心となって編纂され、720年に完成したこの歴史書は、中国の正史の形式（漢文・編年体）を採用して国家の正統性を対外的にアピールする役割を持っていた。
問5	答え 2 三宝	十七条憲法の第二条には「篤く三宝を敬え。三宝とは仏・法・僧なり」と記されている。これは、豪族間の対立を収め、中央集権的な国家体制を構築するために、仏教の教えを共通の精神的支柱として導入しようとした意図を示している。
問6	答え 1 位田	律令制下の土地支給制度において、官職に伴う「職田」や、勲功に対する「功田」とは区別され、個人の位階（五位以上）に基づいて支給された土地である。この土地は、職田が不輸租（免税）であったのに対し、原則として輸租（課税）の対象であった。
問7	答え 4 石鏃	縄文時代には、狩猟具である弓矢の普及に伴い、その先端に取り付けるための石器が大量に作られた。この石器の原材料には黒曜石やサヌカイトなどが用いられ、産地から遠隔地へと交易を通じて流通した。
問8	答え 4 高地性集落	弥生時代中期から後期にかけて、瀬戸内海沿岸や大阪湾沿岸などの標高の高い山頂や丘陵上に営まれた集落は高地性集落と呼ばれる。これらは平地から離れて生活には不便な場所にあり、倭国大乱などの戦乱期における軍事的な防衛や監視、あるいは烽火（のろし）台としての機能を持っていたと考えられている。なお、乗馬の風習や須恵器（硬質の土器）は古墳時代になってから朝鮮半島より伝わったものであり、弥生時代には存在しない。
問9	答え 1 蘇我氏	6世紀に朝鮮半島の百濟から仏教が公伝すると、大和政権内ではその受容をめぐる対立が起こった。渡来系氏族と密接に結びつき、彼らの持つ先進的な技術や文化、仏教を積極的に受容して朝廷内での地位を高めようとしたのが蘇我氏であり、伝統的な祭祀を重視して仏教受容に反対した物部氏と対立した。
問10	答え 3 阿衡 of the 紛議	宇多天皇が即位した際、藤原基経に関白職を授ける勅書の中に「阿衡の職に任ず」とあったことに基経が反発し、政務を拒否した。これにより宇多天皇は勅書を撤回せざるを得なくなり、藤原氏の権勢を示すこととなった。この事件は宇多天皇の在位中に起きたものであり、のちの醍醐天皇の在位中に起きた昌泰の変や唐の滅亡、意見封事十二箇条の提出などとは時期が異なる。
問11	答え 1 橘逸勢	804年の遣唐使で空海らとともに唐に渡った橘逸勢は、書に秀でており、嵯峨天皇、空海とともに「三筆」と称された。しかし、842年の承和の変において、伴健岑らとともに皇太子恒貞親王を奉じて謀反を企てたとして捕らえられ、伊豆国へ流罪となる途上で病没した。